



ロシア連邦における外国籍の子どもの教育保障の特質と課題：ポストソ連空間の生成・再編と移民政策の葛藤の視点から

著者	MISOCHKO GRIGORY
内容記述	この博士論文は内容の要約のみの公開（または一部非公開）になっています
発行年	2018
学位授与大学	筑波大学 (University of Tsukuba)
学位授与年度	2018
報告番号	12102乙第2879号
URL	http://hdl.handle.net/2241/00153708

筑波大学審査学位論文（博士）

人間総合科学研究科教育基礎学専攻

論文要約

論文題目：

ロシア連邦における外国籍の子どもの教育保障の特質と課題
—ポストソ連空間の生成・再編と移民政策の葛藤の視点から—

氏名： ミソチコ グリゴリー

1. 問題の所在

グローバル化が進む中、国境を越えた人の移動の活発化により、日本を含む世界各国において移民の教育保障が大きな課題となっている。ロシア連邦も例外ではない。世界銀行の 2016 年版移民統計（2013 年現在）によれば、ロシア（人口約 1 億 4500 万人）は約 1100 万人の移民人口を抱えており、世界 4 番目の移民大国となっている。統計的にみれば、1990 年代においてロシアは総数として 2000 年代よりも多くの移民を受け入れていた。しかし、外国籍の子どもの教育が社会問題として認識され始めたのは、2000 年代以降である。

2012 年教育法が施行されるまで機能していたロシア連邦の 1992 年教育法には、外国籍の子どもの教育を受ける権利に関する条項はなく、1990 年代と 2000 年代を通して連邦レベルの教育法制には変化はなかった。外国籍の子どもの教育保障の課題はなぜ 2000 年代になって大きな社会問題に発展したのであろうか。その背景と要因を究明することは、ソ連解体後のロシアにおける外国籍の子どもの教育保障の特質と課題を明らかにすることにつながると考えられる。

2000 年代以降、原油価格の高騰と債務国家からの脱却に伴う経済成長により、ロシアは中央アジア諸国から大量の出稼ぎ労働者を受け入れるようになった。こうしたなか、モスクワ市やサンクトペテルブルク市といった大都会の公立学校では、外国籍または外国にルーツをもつ子どもの全校児童生徒に占める割合が増加し、一部の学級では 3 分の 1 以上ないし半数以上にも及ぶとの報道も見られる。外国籍の子どもの教育に関しては、2010 年代以降は大統領、連邦移民局長官、教育科学大臣やその他の政治家の発言においても頻繁に言及されるようになった。そのなかには移民排斥主義的な発言や提言もあり、例えば、2013 年 10 月、与党「統一ロシア」の議員を含む下院議員 3 名は、中央アジア移民の子どもの急増をロシアの幼稚園での待機児童が多い状況の主な理由とみて、その解決策として、ロシアに納税者として登録されている人以外の移民労働者の子どもの学校および幼稚園への受け入れを禁止する法改訂案をロシア議会下院に提出した。同法案は可決されなかったものの大きな注目を浴びた。また、2014 年のロシア連邦教育科学省令第 32 号は、学校への受け入れの際に、子どもの住所登録、並びに保護者がロシア連邦に合法的に滞在していることを証明する書類の提示を義務付けている。この規定によって子どもの学校への受け入れを拒否されたシリア国籍とウズベキスタン国籍の移民が高等裁判所で本省令の見直しを訴えた 2015 年 8 月の裁判の様子が広く報道された。

このように、感情面または制度面において学校への入学を拒否される上記のような事例が相次いでいることは、基本的人権である教育への権利の保障が、外国籍の子どもの場合、軽視されていることを示している。また、仮に、多様なハードルを乗り越え、公立学校に就学できたとしても、適切な財政措置を伴ったロシア語指導（教員の加配、教員研修、教材開発を含む）、適応指導、進路指導等の支援が不足しているため、学力や進路の面においてロシア国籍の子どもの差が開きやすくなっている。

2. 研究の目的と方法

1991年のソ連解体以降、外国籍の子どもの教育にかかわる移民法令および教育法令は幾度も改訂され、2010年代に入っても移民法令と教育法令の双方の大きな改訂があった。それにもかかわらず、外国籍の子どもの教育保障の課題が2000年代に声高に主張されるようになって以降、これらの課題の構造そのものは大きく変わっていない。その理由として考えられるのは、旧ソ連諸国の出身者である外国籍の子どもの教育保障の実態が、ロシア連邦単独の「国民国家」の模索と、ポストソ連空間の再統合の可能性を意識した連邦移民政策との葛藤のなかで揺れ動いてきた、という仮説である。

以上を踏まえ、本研究の目的は、1991年のソ連解体後の約四半世紀にわたるポストソ連空間の生成・再編と移民政策の葛藤が外国籍の子どもの教育保障に影響を与えてきた構造を検証し、旧ソ連諸国の出身者である移民を対象として、ロシア連邦における外国籍の子どもに対する教育保障の特質と課題を明らかにすることである。

「ポストソ連空間 *постсоветское пространство*」とは、ソ連を構成していた15の共和国であり、旧ソ連諸国ともいう。本研究が対象とする時期は、ソ連解体（1991年）から現在に至るまでの約25年間である。そのなかで、外国籍の子どもの教育保障にかかわるロシアの移民政策と教育政策の変遷を1990年代、2000年代、2010年代の3つに時期区分している。この時期区分は、それぞれ顕著な法改訂に関係している。各時期のメルクマールとなる画期的な法令等は、①1992年教育法と1992年 CIS 教育協力協定、②2002年外国人法的地位法と2002年国籍法、③2012年教育法と「2025年までのロシア連邦国家移民政策の基本構想」（2012年）である。

上記の目的を達成するために、以下の研究課題を設定した。

課題① 統計資料および先行研究に基づいて1990年代、2000年代、2010年代の各時期におけるロシア連邦への移民の推移の特徴を明らかにし、ポストソ連空間の生成・再編過程を統計的な観点から検証する。（各章第1節第1項）

課題② 上述の各時期における CIS 域内の国際協定の分析を行い、ロシアの対 CIS 政策における単独の「国民国家」の模索と、ポストソ連空間の再統合に向けた政策的動向の変遷を明らかにする。（各章第1節第2項）

課題③ 上述の各時期において、外国籍の子どもの教育にかかわる連邦レベルの法規定の変遷を、移民法令と教育法令に分けて分析し、外国籍の子どもの教育保障の実態に影響を及ぼした政策的動向を明らかにし、その背景および要因を究明する。（各章第2節・第3節）

課題④ 先行研究の分析および筆者が半構造化面接法を用いて2010年から2014年にかけてモスクワ市およびサンクトペテルブルク市等で実施してきた教育行政官、政策立案者、研究者、学校の管理職への聞き取り調査の結果を用いて、連邦構成主体レベルの外国籍の子どもの教育保障の特質と課題に関する事例研究を行う。（各章第4節）

課題⑤ 課題①～④で明らかになったことを踏まえ、外国籍の子どもの教育保障をめぐって、連

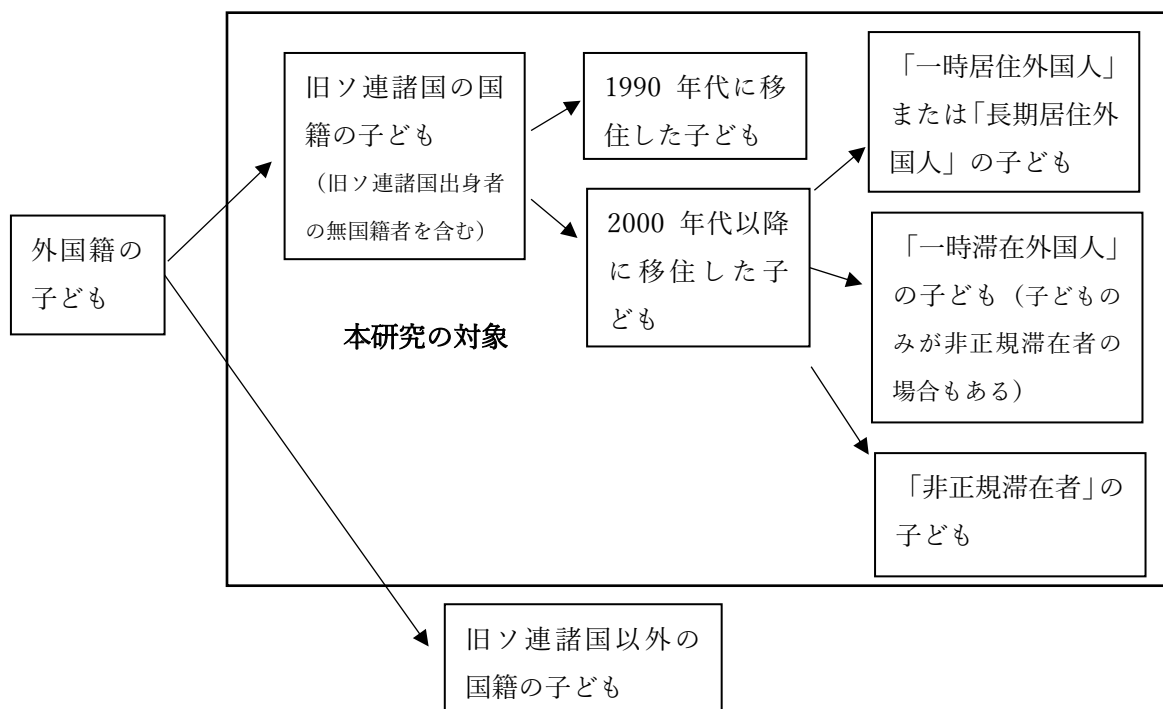
邦レベルの法規定と CIS レベルの国際協定、連邦移民政策と連邦教育政策、連邦レベルと連邦構成主体レベルの対応の間にそれぞれ生じてしまう祖語や乖離を総合的に分析し、ポストソ連空間の生成・再編と移民政策の葛藤が外国籍の子どもの教育保障に影響を与えてきた構造を解明した上で、ソ連解体後の約 25 年間のロシア連邦の外国籍の子どもの教育保障の特質と課題を明らかにする。
(終章)

本研究の主な研究方法は、以下の 4 点である。

- ① ロシアの移民政策、外国籍の子どもの教育、「ポストソ連空間」に関する先行検討の検討
- ② 移民に関する統計データの分析
- ③ 外国籍の子どもの教育にかかわる、ロシアおよびソ連が批准した国際条約と CIS 域内の国際協定、連邦レベルの移民法令と教育法令、並びに連邦構成主体レベルの法規定の比較分析
- ④ 半構造化面接法を用いた政策立案者、研究者、学校管理職への聞き取り調査

なお、本研究が対象とする外国籍の子どもは、初等中等教育で学ぶ年齢の子どもであり、図 1 のように図式化できる。

図 1. ソ連解体後のロシアにおける外国籍の子どもの分類



欧米諸国では近年のシリア難民の受け入れ問題等を受けて、排外主義やナショナリズムがこれまで以上に顕著になり、外国籍の子どもの教育をめぐるロシアと類似の課題が山積している。しかし、ロシアが陸続きの帝国の歴史をもっている点、移民送出国と受入国の双方が平等で無償の教育を原則としてきた社会主義教育を共有している点は、ソ連解体直後の「移民」と「外国籍」のステータスをとくに曖昧なものにし、ロシアの事例の最も大きな特徴となっている。シロヴァ (2010)

は、社会主義的な教育価値から「欧米型」の教育価値への移行に注目し、「ポスト社会主義 post-socialism」という概念を、旧社会主義圏諸国の地理的空間のみならず、「より広範なポスト社会主義な状況 the broader post-socialist condition」を指すものとして捉えた上、「ポスト社会主義は死んでいない post-socialism is not dead」としている。1991年のソ連解体後の十年間にわたり、旧社会主義圏諸国は、世界銀行等による構造調整政策の一環として「ポスト社会主義の教育改革パッケージ」を取り入れ、「ソビエトのシステムを、市場経済、民主的多元主義および人権の諸原則に基づく、政治的、教育的、社会的諸制度に完全に置き換えるような」改革を進めてきた。しかし、社会主義時代との連続面の影響で、過去をすべて否定するような改革は結果的に滞った。こうした現状を踏まえ、シロヴァは、欧米の規範からのいかなる逸脱も「危機」「脅威」「衰退」として捉えるような、線形的かつ進化論的な従来の移行論を批判し、社会主義時代との連続面・非連続面が絡み合うより複雑な移行論のアプローチを提唱している。ポスト社会主義への移行は、社会主義体制の崩壊から20年以上が経過しても不安定かつ不完全な性質をもっており、このプロセスは、着地点の見えない、かつ予測できないものであり、こうしたポスト社会主義的な状況は今後もしばらく弱まらないであろうと推測している。

本研究では、「ソ連解体後の移行期」に注目するシロヴァの「ポスト社会主義」の枠組みを援用し、外国籍の子どもの教育という分野にあてはめている。

3. 論文の構成

序章

- 第1節 問題の所在
- 第2節 先行研究の検討
- 第3節 研究の目的と方法
- 第4節 用語の確認

第1章 1990年代の外国籍の子どもの教育保障—CIS域内の大規模な越境

- 第1節 ソ連解体（1991年）に伴う大規模な人の移動
 - 第1項 ポストソ連空間からのロシア語系住民の帰還
 - 第2項 CIS域内の国際協定とビザなし移動空間の成立
- 第2節 ソ連解体後の「移行期」における移民政策
 - 第1項 ソ連時代から継承された移民法令
 - 第2項 1990年代に制定された移民法令
- 第3節 ロシア連邦における外国籍の子どもに関わる教育法令
 - 第1項 ソ連時代における外国籍の子どもに関わる教育条項
 - 第2項 1992年教育法の成立とCIS教育協力協定
- 第4節 連邦構成主体レベルの外国籍の子どもの教育保障
 - 第1項 地方分権化と民族意識の高揚
 - 第2項 モスクワ市の「民族学校」と外国籍の子どもの受け入れ

第5節 小括

第2章 2000年代の外国籍の子どもの教育保障—CISの形骸化とロシア語の壁

第1節 経済成長に伴う出稼ぎ労働者の増加

第1項 ロシア語能力が不十分な中央アジア移民の流入

第2項 CISの諸協定の形骸化

第2節 2000年代の移民政策の展開

第1項 移民管理体制の整備—2002年国籍法と2002年外国人法的地位法の制定

第2項 移民政策の自由化—2006年出入国管理法と2006年在外同胞呼び寄せプログラム

第3節 外国籍の子どもの教育に関わる移民法令と教育法令の不整合の顕在化

第1項 外国籍の子どもの不就学問題の顕在化

第2項 「一時滞在外国人」の子どもの非正規滞在化する「90日ルール」

第4節 連邦構成主体レベルの外国籍の子どもの教育保障の事例研究

第1項 モスクワ市の事例

第2項 サンクトペテルブルク市の事例

第5節 小括

第3章 2010年代の外国籍の子どもの教育保障—ユーラシア統合構想と選択的移民政策

第1節 労働移民に対する外国人排斥主義の高揚と民族間合意の模索

第1項 2010年代の労働移民の推移

第2項 ユーラシア統合構想の提唱

第2節 選択的移民政策の導入

第1項 「2025年までのロシア連邦国家移民政策の基本構想」の承認（2012年）

第2項 2010年以降の移民法令の改訂

第3節 2012年教育法の成立—外国籍の子どもの教育を受ける権利を明記

第1項 1992年教育法との比較

第2項 2012年教育法第78条新設の背景と意義

第4節 連邦構成主体レベルの外国籍の子どもの教育保障

第5節 小括

終章

第1節 本研究の成果および考察

第2節 今後の研究上の課題

引用参考文献一覧

4. 論文の概要

第1章では、ソ連解体に伴うCIS域内の大規模な越境が特徴的であった1990年代の外国籍の子どもの教育保障の特質と課題を明らかにした。

ポストソ連空間から大量の移民の流入を可能にしたのが、CISのビザなし移動協定（1992年）であった。1990年代を通して、ソ連解体時に効力をもっていた1991年国籍法や1981年外国人法的

地位法がそのまま有効とされ、新たな移民管理体制の整備が行われなかった。このように、現状に合致していなかった法律があっても、その法令を廃止せず、新しく制定される移民法令の数を最小限にとどめるのが、1990年代における移民政策の特徴である。これに対して教育法令は1990年代に入ってすぐに改訂され、1992年教育法において外国籍者の教育を受ける権利についての項目が削除された。しかし、1992年教育法と同年に締結されたCIS教育協力協定は、CIS加盟国国民の域内のどの国でも教育への権利を保障しており、連邦法の規定を補う形でポストソ連空間からの外国籍の子どもの教育保障をしていたといえる。

第2章では、CISの諸協定の形骸化が進み、ロシア語能力が不十分な移民の子どもの増大が社会問題として浮上した2000年代の外国籍の子どもの教育保障の特質と課題を明らかにした。

2000年代に入って、CISのビザなし移動空間は維持されたものの、その根拠はCISの協定から2国間協定に変わった。こうしたなか、CIS域内の「異なった速度での統合」が重視されるようになり、統合積極派のみで複数の新しい地域機構をつくろうとする動きがみられた（ユーラシア経済共同体、上海協力機構、GUAMなど）。中央集権化と国民統合の課題に集中したロシアは、ポストソ連空間の再統合を加速させるような試みは極力避けるようになった。2002年には、国籍法と外国人法的地位法を制定し、移民管理体制の整備を行った。教育法令に関しては、1992年教育法が据え置かれ、外国籍者の教育を受ける権利を保障していた1981年法的地位法が失効したことにより、移民法令と教育法令の双方が外国籍者の教育を受ける権利を保障しなくなった。

また、2002年外国人法的地位法により、「一時滞在外国人」は原則90日の滞在期間を最長1年まで延長できるが、働かない未成年の場合はこのような延長の根拠が想定されていない。従って、たとえ親が合法的にロシアに滞在していても、子どものみが非正規滞在になってしまう状況が発生し得るようになった。

第3章では、外国人排斥主義の高揚により、ユーラシア統合構想と選択的移民政策が顕著になった2010年代の外国籍の子どもの教育保障の特質と課題を明らかにした。

2010年代には、モスクワ市などで民族間衝突が多発したため、民族政策と移民政策を連動させる必要性が強く認識されるようになった。こうしたなか、2012年にプーチンは、大統領選の前に民族政策とユーラシア統合政策についての公約論文を発表し、戦略的な移民政策を策定・導入することで民族間合意を実現する必要性を訴えた。CISにおいては、域内の統合推進派の国を対象を限定して、ユーラシア統合というプロセスを進め、参加国市民にとって「何の制限もなく住む場所、教育を受ける場所、働く場所を選ぶ」自由が与えられた空間としての「ユーラシア連合」を創る目標を明確に定めた。一方、国内の改革動向としては、新しい移民政策および民族政策に関する長期的な戦略文書を策定するとともに、実質的な「選択的移民政策」を導入することが試みられた。

また、この時期の教育法令においても大きな動きがあった。2012年教育法は、「各人」（第5条）および「外国籍の子ども」（第78条）のそれぞれの教育への権利と教育を受ける権利を明確に保障し、画期的な改革となった。しかし、同年に、外国籍の子どもの学校への受け入れの際に「ロシア

連邦に合法的に滞在していることを証明する書類」の提示を義務付けた教育科学省令第 107 号が公布され、非正規滞在者の就学保障の問題が今まで以上に顕在化することになった。

5. 研究の成果

本研究の成果は以下のとおりである。

第一に、外国籍の子どもの教育にかかわる連邦レベルの法規定の変遷を、移民法令と教育法令に分けて分析し、以下のことを明らかにした。

ソ連解体時に効力をもっていた移民法令と教育法令はほぼ同じ表現で外国籍者の教育を受ける権利を保障し、移民法令と教育法令の間に整合性がみられた。しかし、外国籍者の教育にかかわる条項を削除した 1992 年教育法の制定により、移民法令と教育法令の間に乖離が生じてしまった。さらに、2000 年代以降の移民法令は、教育法令との整合性を考えることなく幾度も改訂されてきた。以上を踏まえ、ソ連解体後の 25 年間にわたって、ロシアの連邦レベルの移民法令と教育法令の間には、一貫して整合性が図られていなかったといえる。

1990 年代において、国内法の不備を CIS の諸協定で補うことができたため、1992 年教育法の不備は外国籍の子どもの教育保障にかかわる大きな問題につながらなかった。しかし、2000 年代に入って、CIS の諸協定が形骸化し、外国籍の子どものにかかわる国内法の不備の問題は 2010 年代初頭までに徐々に顕在化した。こうした時代変化は、2012 年教育法で外国籍の子どもの教育を受ける権利を明記した要因の一つになったといえよう。しかし、ポストソ連空間からの移民の扱いをめぐる葛藤が続いたため、教育政策と移民政策の不整合の問題は 2010 年以降も解決されなかった。

第二に、連邦構成主体レベルにおける外国籍の子どもの教育保障の特質と課題に関する事例研究を行い、以下のことを明らかにした。なお、事例研究の対象として多くの移民が集中し、かつ対照的な政策をとってきたモスクワ市とサンクトペテルブルク市を選んだ。

外国籍の子どもの教育を受ける権利を明記しなかった 1992 年教育法のもと、多くの移民を受け入れていた地方（＝連邦構成主体）は独自の対応を迫られていた。2000 年代の出稼ぎ移民の急増を受け、モスクワ市は「親の法的地位を問わず、モスクワ市に居住または一時居住している就学年齢の移民家庭の子ども」を「教育機関で教育を受けるべき」対象に入れるようになった。また、住所登録の有無が学校への受け入れの拒否の根拠となってはならないとし、非正規滞在者の学校へのアクセスを明確に保障していた。ロシア語能力が不十分な移民に対しては、「外国語としてのロシア語」という教科を放課後などに教える制度を 2000 年に導入した。さらに、ロシア語がほとんど話せない移民を対象に、1 年間の集中的なロシア語教育を行う「ロシア語学校」という取り組みを 2006 年に制度化した。一方で、サンクトペテルブルク市では、学校への入学の際に外国籍の子どもがロシアに合法的に滞在していることを証明する書類の提出を義務付け、非正規滞在の子どもの教育を受ける権利を認めておらず、モスクワ市と対照的であった。また、サンクトペテルブルク市におけるロシア語教育の取り組みも極めて限定的であった。

しかし、2012 年教育法が制定されて以降、外国籍の子どもの教育にかかわる独自の政策を進めてきた各地方が連邦レベルの政策に足並みを揃える必要性が生じてきた。外国籍の子どもの教育を受ける権利が 2012 年教育法において明記されたが、「ロシア連邦に合法的に滞在していることを証明する書類」の提示を義務付けた教育科学省令第 107 号も同年に公布されている。同省令の公布によって、学校への入学の際の手続きを定めていたモスクワ市の独自の規程が効力を失った。連邦レベルのこうした新しい動きは、不就学の外国籍の子どもの割合の増大につながり、モスクワ市の先行的な取り組みの成果を「台無し」にし、同市の外国籍の子どもの教育保障の実態を後退させた。一方で、外国籍の子どもの教育保障にかかわる「地域格差」が縮小されることにより外国籍の子どもの教育保障の分野で多くの問題が蓄積されていたサンクトペテルブルク市のような連邦構成主体ではモスクワ市と違って改善の兆しがみられている。

第三に、ロシア連邦における外国籍の子どもの教育保障の問題にかかわる歴史的変遷をポストソ連空間の生成・再編と移民政策の葛藤という視点から整理し、以下のことを明らかにした。

先に独立したバルト三国を除く旧ソ連 12 か国は、1991 年 12 月に CIS という地域機構を創設し、少なくとも政治以外の分野においてソ連時代との一定の継承性および共通空間の維持を図った。移民政策と教育政策の不整合がみられたロシア連邦と違って、CIS レベルの移民政策と教育政策はある程度連動しており、多くの人々が CIS 域内を自由に移動し、移動先の国で教育を受けなければいけなくなる状況は 1992 年時点で既に想定されていた。

CIS の形骸化は、2000 年代に急に始まったのではなく、1990 年代後半から徐々に顕著になっていった。1997 年に採択された CIS 統一（共通）教育空間協定は、既に CIS 域内の「教育への権利」ではなく、「教育を受ける権利」に言及していた。各国は国民統合の課題に専念するようになり、ポストソ連空間の全域の統合プロセスに向けた動きは大幅に減速する。こうしたなか、「求心力」は統合積極化の一部の国の間においてのみ働くようになった。2010 年代に入って、国民統合の課題はある程度達成され、再びポストソ連空間の再統合に向けた動きが活発化した。しかし、CIS 域内では「異なった速度での統合」が続き、各国の出身者を同等に扱うことは実質的不可能であった。また、ロシア国内の極端な民族主義や排斥主義により、「好ましい移民」と「好ましくない移民」の線引きが大きな課題となり、外国籍の子どもの教育保障にかかわる移民政策と教育政策の整合化に向けた試みは結局不徹底なものに終わってしまった。この結果、外国籍の子どもの教育を受ける権利を明記した 2012 年教育法の制定とほぼ同時に、非正規滞在の移民の就学を妨げる省令が相次いで公布され、2010 年代においてもソ連解体後の移行期は終らなかつた。また、地域大国としての地位を確立しようとするロシアのポストソ連空間の再統合に向けた動きに関しては、2014 年のクリミア危機によって拍車がかかった。以上を踏まえ、ポストソ連空間の再編と移民政策の葛藤は今後も続くと思われ、外国籍の子どもの教育保障の実態に影響を与える一つの要因として注目されよう。

第四に、これまでに明らかにしたことを踏まえ、ロシア連邦における外国籍の子どもの教育保障の特質と課題は、以下のように指摘できる。

ソ連解体後のロシア連邦における外国籍の子どもの教育保障の特質は、ロシアへの移民の圧倒的多数がソ連解体に伴って誕生した旧ソ連諸国からの移民であることによって規定されている。2000年代以降、外国籍の子どもの教育保障の問題が浮上した背景には、ソ連解体後の1990年代において移民の法的ステータスが不明確になっていたことがある。2002年に移民管理体制が整備されるようになるが、ポストソ連空間からの移民の捉え方をめぐる移民政策の葛藤が続くなか、これらの移民の法的ステータスが依然として複雑かつ流動的であり続け、なかなか明確化されない。その結果、外国籍の子どもの教育にかかわる体系的な法規定が策定できず、移民政策と教育政策の間の不整合の問題が顕在化する。つまり、移民の法的ステータスが不明確になっていることは外国籍の子どもの教育保障を阻害する要因でもあり、帰結でもある。この悪循環から脱出できていない現状は、ロシアの連邦移民政策がソ連解体から25年が経過した今日においても「移行期」にあることと関係している。

また、ロシアにおける外国籍の子どもの教育保障の課題として、①連邦レベルの移民教育政策の策定の必要性、②非正規滞在の移民の子どもの教育保障、③旧ソ連諸国との連携、の3点が挙げられる。

6. 主要参考文献

1. 岩崎正吾 (2010) 「移民政策の転換と移民の子どもへのロシア語・母語教育—モスクワ市の取り組みを中心として」日本社会教育学会紀要 No.47、1-9 頁
2. 澤野由紀子 (2012) 「世界の多極化と中央アジアの教育協力」嶺井明子・川野辺敏編『中央アジアの教育とグローバリズム』東信堂、200-213 頁
3. ムヒナ・ヴァルヴァラ (2015) 「ロシアにおける移民政策の変容—近年の移民政策改正の位置づけ」『移民政策研究』第7号、明石書店、133-149 頁
4. Abashin, S. (2017) Migration policies in Russia: laws and debates, in A.-L. Heusala, K. Aitamurto (eds) *Migrant workers in Russia: global challenges of the shadow economy*, Routledge.
5. Silova, I. (2010) Rediscovering post-socialism in comparative education, in I.Silova (ed.) *Post-Socialism is not Dead: (Re)Reading the Global in Comparative Education*, International Perspectives on Education and Society, Vol.14, Emerald Group Publishing Limited, pp.1-24
6. Wallerstein, I. (1973) The Two Modes of Ethnic Consciousness: Soviet Central Asia in Transition, in E.Allworth (ed.) *Nationality Question in Soviet Central Asia*, Praeger Publisher
7. Абаши́н С.Н. Движения из Центральной Азии в Россию: в модели нового мироустройства // Pro et Contra. – 2014, № 1-2. – С.73-83 (アバシン (2014) 「中央アジアからロシアへの移動—新しい世界秩序のモデルにおいて」)
8. Александров Д.А., Ивановщина В.А., Костенко В.В, Савельева С.С., Тенишева К.А. Положение детей мигрантов в Санкт-Петербурге / НИУ «Высшая школа экономики». – СПб, 2012 (アレクサンドロフ、イヴァニョシナ、コステンコ、サヴェリエヴァ、テニシェヴァ (2012) 「サンクトペテルブルク市における移民の子どもの現状」)

9. *Арефьев А.П.* Дети из семей иностранных мигрантов как новое явление в российских школах: социо-лингвистические и экономические аспекты // Демоскоп Weekly – 2010. №441-44 (アレフィエフ (2010) 「ロシアの学校における新現象としての国際移民家庭の子ども—社会言語学および経済学の観点から」 『Demoscope Weekly』)
10. *Горячев Ю.А., Захаров В.Ф., Курнешова Л.Е., Омельченко Е.А.* Интеграция мигрантов средствами образования: опыт Москвы. – М., 2008 (Yu.A.ゴリャチェフ、V.F.ザハーロフ、L.E.クルネシヨヴァ、E.A.オメリチェンコ (2008) 『教育を通じた移民の統合—モスクワ市の経験』)
11. *Данилова М.В.* Педагогическая поддержка учащихся-мигрантов в учебно-воспитательном процессе. – Владимир, 2009. (M.V.ダニーロヴァ (2009) 『教育・学習過程における移民学習者の教育的支援』)
12. *Ивахнюк И.В.* Перспективы миграционной политики России. Выбор верного пути – М.: МАКС Пресс, 2011 (Иヴァフニук (2011) 『ロシアの移民政策の展望—正しい道の選択』)
13. *Каленкова О.Н., Савченко Т.В.* Московская этношкола и проблемы культурно-языковой адаптации детей мигрантов // Этнокультурное (национальное) образование в Москве / отв. ред. – Савченко Т.В. – М., 2003. – С.3-12 (カレンコヴァ、サヴチェンコ (2003) 「モスクワの民族学校と移民の子どもの文化・言語的適応の問題」)
14. *Путин В.* Новый интеграционный проект для Евразии - будущее, которое рождается сегодня / Известия, 4.10.2011 (V. プーチン 「ユーラシアにとっての新たな統合プロジェクト — 今日生まれる未来」 『イズベスチヤ』紙、2011年10月4日)
15. *Путин В.* Россия: национальный вопрос // Независимая газета, 2012.01.23 (プーチン (2012) 「ロシア—民族問題」 『独立新聞』)
16. *Тренин Д.В.* Российская внешняя политика в 1992–2009 годах // История новой России: очерки, интервью: в 3 т. Т.3. / под общей ред. П.С.Филиппова. - СПб.: Норма, 2011. - С. 218-260 (トレーニン (2011) 「1992～2009年におけるロシアの外交政策」 『新生ロシア史—エッセイとインタビュー』)